大阪狭山市子どもの居場所づくり推進事業費補助金 Q&A				
質問	回答			
<補助対象事業について> ○どんな事業が対象になるのか。	●大阪狭山市で行う事業で、広く居場所を必要としている子ども(おおむね18歳以下)を対象に、気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業です。相談支援や、子どもたち同士また、同じ地域に住む人との交流の場を提供するものです。			
○「食事の調理と提供」や「学習支援」は 必ずしなければないのか。	●相談支援や交流の場を提供する事業は 必ず行っていただく事業ですが、「食事の 調理と提供」や「学習支援」は必須ではあ りません。			
<補助対象団体について> ○補助対象団体とは、どんな団体なのか。	●大阪狭山市に活動拠点を有し、地域活動や福祉活動を実践しており、5人以上の個人で構成された団体となります。また、本事業に他の補助金を受けてないことや団体の運営に助成金をもらっていないことなっております。			
○個人での運営に対して補助金をもらえるのか。<補助対象期間について>○補助対象期間は。	●個人の運営は許可していませんが、5人以上で構成されている団体に対して補助金を出すこととなっております。 ●毎年4月1日から3月31日までです。			
<補助対象経費について> ○団体構成員の謝礼金も補助対象経費になりますか。	●団体構成員で、団体より賃金等の支給が ある構成員に対しては、補助対象経費には なりませんが、当該事業に対する謝礼金を 支払っている構成員の謝礼金は補助対象			

経費となります。(複数の団体が交付を受

けた場合のみ実施予定)